

#### ④ 合併の認証を受けた後の手続について

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知があった日から2週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成して事務所に備え置くとともに、債権者に対して合併に異議があれば一定期間内に申し出るべき旨の公告を行わなければなりません。なお、この期間は2か月を下回ることはできません。

また、これら合併に関する登記が完了したときは、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。届出に必要な書類は、次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	合併登記完了届出書（規則第3号様式）	1部
2	合併登記をしたことを証する登記事項証明書 （例：現在事項証明書、履歴事項証明書）	1部
3	合併当初の財産目録 【閲覧用書類】	2部
4	No.2の書類のコピー 【閲覧用書類】	1部

なお、合併の認証を受けた者が、合併の認証があった日から6か月を経過しても登記しないときは、所轄庁は、合併の認証を取り消すことができます。（法第39条2項において準用する法第13条3項）

合併登記完了届出書

届出書を提出(郵送)する日付を記載してください。

○○年○○月○○日

香川県知事 ○○○○ 殿

(特定非営利活動法人の名称)  
特定非営利活動法人 ○○○○  
 代表者氏名 ○○ ○○

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（同法第39条第2項において準用する場合を含む）の規定により、届け出ます。